

協働事業等評価制度の構築について

1 制度構築の目的

様々な主体による市民協働が推進されるためには、種々実施されている協働事業が、しっかりと効果を生み出し、市民サービスの向上へとつながっていくことが重要である。

しかし、市民のニーズや地域課題は刻々と変化しているため、協働事業を同じように実施し続けるだけでは、思うような効果を、タイムリーに生み出すことができない。

このことから、実際に行われている協働事業が、具体的にどのような形で市民サービスの向上や地域課題の解決などの目標を達成しようとしているか、また、それらの事業は協働の原則等を十分に踏まえて行われているかなどを、客観的に評価しながら、改善につなげていくための評価制度を構築する必要がある。

2 現状と課題等

(1) 協働事業の評価に係る現状

平成17年に策定した「NPOとの協働推進マニュアル～職員用～」に基づき、協働事業を実施する団体及び行政が自己評価表に基づき、相互評価を行うこととされている。

しかし、平成26年度協働事業実績調査において、協働事業の実施に係る評価・検証を行っているか調査を行ったところ、約7割は何らか評価・検証を行っている旨の回答があったものの、相互評価は行わず、アンケート調査のみとしている事例も多い。

(2) 協働事業の評価を行う上での課題等

マニュアルに基づく相互評価については、原則として事後評価のみとなることから、協働事業の効果をより高めていくためにも、協働の理念や原則等に基づき、プロセスを含めた評価手法とする必要がある。

また、全庁的に、協働事業を客観的に見直した上で、より効果的に事業を展開していこうとする取組姿勢が弱いため、第三者による客観的な評価・検証の仕組みを取り入れた制度構築が必要である。

さらに、これらの評価制度について、職員が十分に理解し、積極的に取り組むことが何より重要である。

(3) その他

協働のまちづくりを推進するとともに、各主管部課における具体的な協働の取組等を下支えするため、「府中市市民協働推進行動計画」の進捗状況等についても、評価・検証を行うことが重要である。

3 具体的な制度構築のイメージ

(1) 基本的な考え方

協働事業等評価制度は、種々ある協働事業を共通の基準で評価することによって、協働事業の実施に係る課題を整理するとともに、事業の質を高め、市民サービスの向上に結び付けることが可能となるようなものでなければならない。

(2) 評価対象

ア 協働事業

イ 行動計画（当該計画に掲載される推進方策の取組状況）

(3) 評価方法

ア 自己評価

自己評価用のチェックシート等を用い、協働の原則に照らしてどうか、また、市民ニーズや満足度、目

標等についてどの程度達成できたかなど、協働事業の効果や成果等について、評価・検証を行う。

イ 相互評価

協働の当事者が、それぞれ行った自己評価をもとに意見交換を行い、評価が異なる項目の原因分析や改善点、課題の抽出等を行い、評価する。

ウ 第三者評価

協働の当事者以外の第三者が、協働事業に対する信頼性と市民の参加意欲の向上を図るとともに、より客観的に課題を把握し、検証結果を今後の取組に活かせるよう、評価する。

(4) 対象事業

ア 自己評価

原則として、全ての協働事業を対象とする。また、行動計画についても、当該計画に掲げる全ての推進方策の取組状況が対象となる。

イ 相互評価

原則として、全ての協働事業を対象として実施する。

ウ 第三者評価

協働を推進していくためには、全ての協働事業に対して評価を行い、質や効果を高めていくことが望ましいが、実際には協働事業数は数多くあることから、十分な評価をすることができない恐れもある。

このため、前年度に実施した事業のうちから、あらかじめ評価対象とする協働事業を絞り込み、評価を行うものとする。

一方、行動計画については、当該計画に掲げる全ての推進方策の取組状況が対象となる。

(5) 実施時期

自己評価及び相互評価については、原則として、事業実施前、事業実施中及び事業終了後にそれぞれ行うものとする。

また、第三者評価については、市民協働推進会議において、市が行う実績調査結果に基づき、事業終了後の翌年度に実施し、必要な意見をまとめ、市長に答申する。

(6) 評価結果の公開

協働事業の透明性を高め、市民の理解を得るとともに、参加意欲を高めるため、評価結果を公表することとする。

(7) その他

評価制度を効果的なものとするため、各部の調整役を担う管理職により構成される市民協働推進委員会との連携を図る。